

県北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正しました

平成25年8月に発生した京都府福知山市の花火大会会場での火災を受け、管内で開催されるイベントをより安心・安全なものにするため、条例の一部改正を行いました。

なお、この改正条例の施行は平成26年11月4日からとなります。以下の内容をご理解の上、ご協力をお願いします。

主な改正内容 ①



1 消火器の準備

(第18条～第22条)



祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催し※1で、対象火気器具※2を使用する場合には、消火器の準備が必要となります。(対象火気器具使用の露店に1本)

※1 その他多数の者の集合する催しとは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しで、高校、大学の学園祭・文化祭、地域の盆踊り・祭り・花火大会など。(近親者のみのバーベキュー、保育園の保護者が主催するもちつき大会のような相互に面識があるものが参加する催しは、対象外となります。)

※2 対象火気器具とは、発電機、ガスこんろ、グリドル、たこ焼き器、ストーブ、炭火焼器、わたあめ製造機、ホットプレートなどが対象となります。

2 露店等の開設届出書(第45条第6号)



1で記載している催しにおいて、対象火気器具を使用する露店、屋台、模擬店等を開設する場合は出店数にかかわらず、露店等の開設届出書を、あらかじめ（おおむね7日前までに）消防署に届出する必要があります。(届出先は、近くの消防署、分署となります。)



開設届



届出者

- ①露店等の開設者
- ②複数開設する場合は主催者



近くの消防署・分署に届出る

届出者は、露店等を開設する者が届出ることが基本となります。複数の露店等が開設される場合は、催しの主催者が露店等の配置図を添付して、一括で提出することができます。

主な改正の内容 ②

3 屋外での大規模な催しを開催する場合の防火管理

(1) 指定催しの指定 (第42条の2)

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件※3該当するもので、火災が発生した場合に人命、又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、催しを指定するときには、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には催しを主催する者に通知し、公示※4します。

※3 大規模なものとして消防長が定める要件とは、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しであること。

※4 通知の方法は、書面（指定通知書）を持って行い、構成市、峠北消防本部の掲示板、ホームページに掲示します。



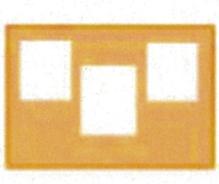
要件に該当する催しを予定



主催者に意見を聴く



指定通知書交付し、所定の場所に掲示



(2) 屋外催しに係る防火管理 (第42条の3)

(1) で指定催しに指定された催しの主催者は、責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築するため「防火担当者」を定め、その者に「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、その計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることが義務付けられます。

また、「指定催し」を開催する日の14日前までに当該計画書を消防本部予防課に提出することが義務付けられます。

(3) 罰則 (第49条・第50条)

指定催しを主催する者が、(2)の計画を提出しなかったときは、30万円以下の罰金に処されることがあります。

よくある質問

露店等の開設について

Q1 多数の者が集合する催しについて

A1 互いに面識がある近親者でのバーベキュー、保護者会（保育園）行事は対象外となります。

交流の範囲が広いP T Aの主催、高校の学園祭、地区主催のお祭り・行事等は対象となり届出が必要になります。

Q2 消火器について

A2 一つの露店ごとに、業務用消火器の粉末ABC消火器10型を1本以上設置してください。製造年から概ね10年以内の消火器を設置してください。一つのテント内なら、共同して設置が可能です。

住宅用消火器、エアゾール式消火器は設置不可です。

屋内での露店でも、消火器の設置が必要です。ただし、既に設置してある消火器が有効利用できる場合は、新たに設置の必要はありません。

Q3 発電機への消火器の設置について

A3 露店ごとに発電機を使用しているならば、1露店につき対象火気器具との併用使用でよいので、消火器1本設置してください。

複数露店で兼用して大型の発電機を使用しているならば、発電機に対して1本設置してください。

Q4 露店等の開設届について

A4 対象火気器具を使用する露店が1店でもあれば、届出が必要となります。

届出用紙は、峠北消防本部のホームページからダウンロードできますので、記入、下記A5画面を添付の上、お近くの消防署・分署に提出してください。

Q5 露店等の開設届の添付書類について

A5 案内図、配置図（露店配置図・対象火気器具配置図・消火器配置図）を添付してください。

Q6 露店等の開設届の現地確認・指導方法について

A6 原則として、現地確認に出向します。

指定催しについて

Q7 指定催しの指定・火災予防上必要な業務に関する計画届出の受理について

A7 露店の数が100店以上となる場合、指定催しとして指定します。

また指定された場合、火災予防上必要な業務に関する計画の届出を消防本部予防課まで提出してください。

Q8 火災予防上必要な業務とは

A8 以下の項目についての計画してください。

- ・防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・対象火気器具等の仕様及び危険物の取扱の把握に関すること。
- ・対象火気器具等を使用し、又は危険物を取扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- ・火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ・その他火災予防上必要な業務に関すること。

Q9 指定催しの現地確認・指導について

A9 現地確認及び指導に出向します。

問合せ先

峡北消防本部予防課 0551-23-7119

韮崎消防署 23-1499

〃 須玉分署 42-2449

〃 白州分署 35-2155

〃 双葉分署 28-0119

北杜消防署 32-2508

〃 高根分署 47-2099

〃 小淵沢分署 36-3311

防火安全チェックシート

露店・屋台の設営

- 消火器を用意すること。
※家庭用・エアゾール式消火器は不可です。
- 強風等で屋台等が倒壊、飛散しないよう
に固定すこと。
- 避難経路や防火水槽、消火栓等消防水利
の妨げにならないように設置すること。



L P ガス

- ガス容器は鎖等で転倒防止すること。
- 直射日光の当たらない通気性の良い場所に
置くこと。
- ゴムホースの劣化を確認すること。
- 接続はホースバンドでしっかりと固定する
こと。
- コンロの周囲は常に整理し可燃物から15cm
以上、上方1m以上の距離を保つこと。
- コンロは、安定した台の上に安定した状態
で置くこと。
- コンロをベニア板や段ボールなどの可燃物
で囲まないこと。
- 1本のポンベから2本以上の機器に分岐し
てガスを供給しないこと。（それぞれに開
閉栓を設けた場合を除く）



ガソリン

- 容器は消防法令に適合した金属製容器で
あること。
- 開口部、圧抜き弁はしっかりと閉めること。
- 火気から離し、直射日光の当たらない通
気性の良い場所で保管すること。
- 開口前の圧力調整弁（圧抜き）の操作等
は、容器の取扱説明書等に従い適正に行
うこと。
- ガソリン等の保管又は取扱い場所では、
みだりに火気を使用しないこと。



発電機

- 使用前に点検・清掃をすること。
- 給油時はエンジンを停止すること。
- 通気性の良い安全な場所で使用し、必要に
応じてロープ等でお客と区画すること。
- 発電機のまわりにガソリンの携行缶や燃えや
すいものを置かないこと。



※注意事項を守って、みんなが楽しめるイベントになるよう
ご協力を願いします。

峡北消防本部
消防署

様式第5号(へ)(第5条関係)

露店等の開設届出書

		年　月　日
消防署長 殿		
届出者 住 所 (電話)		
氏 名		印
開 設 期 間	年　月　日 から　年　月　日 まで	
営 業 時 間	時　分 から　時　分 まで	
開 設 場 所		
催 し の 名 称		
開 設 店 数		
消火器設置本数		
現場責任者氏名	(電話)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 露店を開設する者又は届出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めであるものを含む。）である場合は、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所、消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第2号 (第2条の3関係)

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

消防長	殿	年 月 日	
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: right;">(電話)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人の場合は、名称及び代表者) 印</p> <p style="text-align: center;">防火担当者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: right;">(電話)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
次のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開 催 期 間			
開 催 時 間			
一日当たりの 人手予想人員		露店等 の数	
使 用 火 気 等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他の必要事項			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

備考

- 1 届出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めであるものを含む。)である場合は、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 露店等の開設場所、消火器の位置、対象火気器具等の位置及び液体・气体・固体燃料の位置を示した配置図を添付すること。
- 3 □印のある欄には、該当の□印にレをつけること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。